

社会福祉法人富山市社会福祉協議会
社会福祉活動助成金応募要領
(令和7年度版)

1. 目的

毎年、富山市愛と誠銀行を通じて多くの個人・団体・企業などから寄せられた寄附金について、社会福祉を目的とする団体・活動に助成することにより、寄附金の有効な活用と地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2. 助成対象

法人格を有しない任意団体（ただし、NPO法人は対象）で、次のすべてに該当することが必要です。

- (1) 富山市内において活動をしていること
- (2) 定款または会則・規約、役員名簿があること
- (3) 事業計画書・収支予算書、事業報告書・収支決算書が作成されていること

3. 助成対象事業

- (1) 住民主体の活動で要援護者（閉じこもりがちな高齢者や障害者、貧困家庭など）の生活支援・居場所づくりなど今日的福祉課題の解決につながる事業
- (2) 子育て家庭を支援し、次世代を担う子どもたちを地域全体で育む機運が高まるような事業
- (3) 社会福祉を目的とし、福祉課題に対する調査・研究やそれらを解決するための先駆的な取り組みにつながる事業
- (4) 社会福祉を目的とする研修会や勉強会等を通して団体の発展に努め、対象となる者への福祉向上につながる事業
- (5) その他、富山市社会福祉協議会長が特に認めた事業

4. 助成金総額 2,000,000 円 以内

5. 助成率 4/5 上限 100,000 円
 (地区社協については上限 50,000 円)

同一事業で通算期間3年を経過した事業については助成率を3/5とし
上限70,000円（地区社協については上限35,000円）

同一事業で通算期間 5 年を経過した事業については助成率 2/5 とし
上限 50,000 円（地区社協については上限 25,000 円）

ただし、通算期間のカウントは平成 25 年度からとします。

※備品購入が主たる事業の場合は、上記助成率で算定した額の1/2を上限に助成します。

6. 応募期間 令和7年5月30日（金）まで（必着）

7. 応募制限

- (1) 応募の申請は、1 団体 1 事業に限ります。
- (2) 7 月以降に実施される事業を対象とします。
- (3) 申請された事業について、他からの助成を受けているか又は受けることになっている場合は応募できません。

8. 応募方法

本会所定の「令和 7 年度社会福祉活動助成金交付申請書」(様式第 1 号)に必要事項を記入の上、次の書類を添えて申請してください。

- (1) 当年度の事業計画書・収支予算書
- (2) 前年度の事業報告書・収支決算書
- (3) 定款又は会則・規約、役員名簿
- (4) 団体の活動を紹介する資料、活動の内容が把握できる資料
- (5) 事業費の使途に備品等の購入が含まれる場合は、見積書(写)等
 - ※ 備品とは、1 個又は 1 組の価格が 1 万円以上で、形状等があまり変化しないものです。
 - ※ 申請受付後、必要に応じて追加資料の提出や電話等での問い合わせをさせていただきます。
 - ※ 申請書類の返却はいたしません。
 - ※ 申請書(様式第 1 号)は、応募期間中、本会ホームページ上で取得可。

【富山市社会福祉協議会ホームページアドレス】

<http://www.toyamacity-shakyo.jp/>

9. 対象経費、対象外経費

【対象経費】

外部講師に対する謝金・交通費、消耗品費、通信費、会場費、印刷代、備品、食材料費(体験、交流のための食材料代は費用の 1/2 を対象とする)、その他協議会長が必要と認めた経費など

【対象外経費】

飲食代、家賃、申請事業とその他の活動との区別・判断が難しい経費(光熱水費、ガソリン代など)、その他協議会長が対象外と認めた経費など

10. 注意事項

- ※申請事業に収入(利用料や参加費など)がある場合、その収入を除いた総事業費について審査いたします。
- ※予算以上の申請があった場合、備品購入が主たる事業へは助成できない場合があります。

11. 助成金の決定

- (1) 審査・決定通知は 6 月中旬までに行う予定。
- (2) 助成金の送金は、指定された金融機関へ 6 月下旬までに行う予定。

12. その他

当助成金を通して、「富山市社会福祉協議会」を広くPRしたいので、活動パンフレットや広報活動において、助成を受けた旨を明記して下さい。

13. 申請送付・問い合わせ先

〒939-8640 富山市今泉 83-1

社会福祉法人富山市社会福祉協議会 本所・福祉総務課総務係あて

TEL 422-3400 FAX 491-2433

ホームページ <http://www.toyamacity-shakyo.jp/>